

## エクアドル

### 主要データ

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 国名〔英名〕                          | エクアドル共和国〔Republic of Ecuador〕  |
| 面積(km <sup>2</sup> )            | 283,561  |
| 海岸線延長(km)                       | 2,237  |
| 人口(百万人)                         | 14.6   |
| 人口密度(人/km <sup>2</sup> )        | 51.4   |
| GDP(百万 US\$)                    | 54,686   |
| 一人当たり GDP(US\$)                 | 3,928  |
| 一人当たり銅使用量(kg/人)                 | NA   |
| 主要鉱産物(‘08): 鉱石(千 t)             | 金 3.2t   |
| 主要鉱産物: 地金(千 t)                  | 無し   |
| 鉱業管轄官庁                          | 鉱山・石油省〔Ministerio de Minas y Petroleos〕  |
| 鉱業関連政府機関                        | 無し   |
| 鉱業法                             | 鉱業法(2009年1月に新鉱業法が公布)   |
| ロイヤルティ                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般鉱業: 鉱石販売額の5%以上</li> <li>・小規模鉱業: 鉱石販売額の3%</li> <li>・零細鉱業: ロイヤルティ対象外</li> </ul>  |
| 外資法                             | 外資100%の開発が認められている。   |
| 環境規制法(環境影響評価制度、環境・排出基準の有無等)     | 探鉱、FS、採掘、製錬、閉山全ステージの鉱業活動前に環境影響評価報告を提出し、環境省の認可を取得   |
| 金属鉱業公社                          | Empresa Nacional Minero を設立予定  |
| 鉱業活動中の民間企業                      | Kinross Aurelian、Ecuacorriente、IamGold、IMC など  |
| 近年の鉱業関連問題(資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の環境問題に対する意識が高まり、反鉱山開発運動が広がりを見せる</li> <li>・2007年1月のCorrea(コレア)政権の誕生により、資源の国家管理が強化</li> </ul>  |
| 2008年のトピックス                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年4月、Mandato Minero(鉱業指令)が成立し、休眠鉱区の権利取消しや鉱業権取得件数の制限、更に、新鉱業法公布まで探鉱開発活動を凍結など、鉱業活動が大きく制限</li> <li>・2009年1月に新鉱業法が公布。税制、環境、当局の管理が強化</li> </ul> |

### 1. 鉱業一般概況

エクアドルの現在の主要な輸出産業は、石油産業及び農林水産業であるが、輸出産業の多角化を目指す政府は、非鉄産業の発展に期待している。

現在、同国の金属鉱産物生産に特筆すべきものはなく、主に小規模な非合法採掘により数t程度の産金が報告されている程度である。しかし、ペルーから同国に続くアンデス山脈地帯は、ポーフィリーカップー鉱床などのポテンシャルが高く、その中で、Mirador 銅開発プロジェクト(Zamora-chinchi 州)は、同国初の本格的

な鉱山開発として注目されている。(埋蔵量 889.07 百万 t、品位 Cu 0.56%、Au 0.161g/t、Ag 1.089g/t、銅量 4.979 百万 t、権益比率: Corriente Resources 90%、Cowell Mineral Exploration 10%)

しかしながら、昨今、地域住民の環境問題に対する意識が高まり、反鉱山開発運動が広がりを見せている。加えて、2007年1月に、反米急進左派である Correa(コレア)政権が誕生し、ロイヤルティ導入や鉱区管理の強化等、資源の国家管理を強める動きが顕在化している。

そのような情勢下、2008年4月に制憲議会

において新鉱業法の骨格となる Mandato Minero(鉱業指令)が成立した。これは、休眠鉱区の権利取消しや鉱業権取得件数の制限、さらに、新鉱業法公布まで探鉱開発活動を凍結(零細鉱業を除く)することなど、鉱業活動を大きく制限するものであった。

すべての探鉱開発活動が凍結され、同国の鉱山開発活動が暗礁に乗り上げた中、2009年1月29日に新鉱業法が公布された。

## 2. 鉱業政策の主な動き

エクアドルの鉱業政策は、もともと鉱業投資を誘引する観点から透明性が高く、法的に安定性に富み、また、ロイヤルティ制度がないなど経済的にも魅力が大きく、投資家の間で高い評価が得られていた。

しかし、Correa 政権は資源の国家管理を強める方向に大きく舵を切った。

2008年4月に成立した Mandato Minero(鉱業指令)の概要は以下のとおりである。

- ・2007年12月時点で探査活動を行っていない、環境影響評価書を提出していない、または鉱区料を支払っていない全ての鉱業権を無効とする。(第1条、第2条)
- ・自然保護区、森林保護区、緩衝区内で認可された鉱業権を無効とする。(第3条)
- ・個人及び法人ともに、認可される権益数は3件までとする。(第4条)
- ・新鉱業法発布まで、新規の鉱業権認可を停止する。また、手続き中の鉱業権申請も却下する。(第6条、第7条)
- ・上記に含まれない全ての鉱業活動は、新鉱業法が発布されるまで凍結する。ただし、家内鉱業や共同組合鉱業など零細・小規模鉱業は例外とする。(第8条、第10条)
- ・新鉱業法は、本鉱業指令の公布から180日以内に施行する。(第9条)
- ・鉱業活動を総合的に管理する鉱山公社を設立する。(第11条)
- ・鉱業権の無効、取り消し、鉱業活動の凍結に対して、政府は一切の経済的補償の義務はない。(第12条)

これにより、同国初の本格的な銅鉱山として期待されている Mirador をはじめとするプロジ

ェクトが停止され、また、承認済みの4,516件の鉱業権のうち2,408件の鉱業権が取り消され、国に返還されたとされる。

新鉱業法は、2009年1月26日、制憲議会総会での承認を経て、同29日の官報517号に掲載され正式な公布に至った。新鉱業法の構成は、12章、158条からなり、持続的な鉱業発展に向けて鉱業権を一括管理する政府機関や鉱山公社の新設、ロイヤルティ制度の復活、環境規制の強化等が盛り込まれ、これらのルールを遵守する鉱業活動を幅広く認可することを定めている。概要は以下のとおり：

### (1) 政府機関の新設

鉱山・石油省内に以下の新規の部署、組織を設立する。

- ・鉱業統制・管理局 (La Agencia de Regulación y Control Minero)：鉱業行政の中心的組織で、鉱業権の付与、失効など鉱業権の管理業務、鉱区台帳の管理等を行う。
- ・地質鉱業冶金局 (El Instituto Nacional de Investigación Geológica, Minero, Metalúrgico)：基礎的な地質調査、鉱業や冶金業に対する技術開発、研究等を行う。
- ・国家鉱山公社 (La Empresa Nacional Minera)：国内外の民間企業等と共同で金属・非金属の探鉱・採掘事業を行う。

### (2) 鉱業権、鉱業活動

< 鉱業権認可方式 >

全て公開入札で付与、鉱業指令で国に返還された鉱区については競売、詳細は施行細則に明記

< 国籍要件 >

外国個人・法人はエクアドル国民・法人と同様の権利を有する。しかしながら鉱業権を取得するためには、国内に住所を定めなければならない。

< 面積 >

1 鉱業権の面積は、最小 1ha、最大 5,000 ha、鉱区座標は UTM を使用。

< 鉱業権の有効期間 >

- ・探鉱活動から採掘終了まで：最長 25 年、更に 25 年の延長可

- ・探鉱：4年、更に、探鉱面積の縮小を前提として4年延長可
- ・FS：2年、更に、2年間の延長可

#### ＜鉱区維持費(Patent)＞

- ・初期探鉱：年間1ha当り最低賃金の2.5%
- ・探鉱(延長期間分)及びFS：年間1ha当り最低賃金の5%
- ・採掘：年間1ha当り最低賃金の10%
- ・但し、小規模鉱業：初期探鉱 2US\$/ha、探鉱(延長期間分)及びFS 4US\$/ha、採掘 10US\$/ha)

注)2009年度最低賃金は218US\$

#### ＜鉱業採掘契約＞

FS期間中に鉱業権者は、管轄省と鉱山採掘契約を締結しなければならない。この契約書には税法の基準となるベース価格を明記する。契約に当たり、鉱業権者は、承認済み環境影響評価報告(環境ライセンス)、地域社会との合意書、探鉱期間のPatent支払い証明書などを提出。

#### ＜生産報告書＞

年に2回、1月15日、7月15日までに、半年間の生産実績報告を鉱業統制・管理局提出する。

### (3) 環境規制

#### ＜環境ライセンス＞

探鉱、FS、採掘、選鉱、製錬、閉山全ステージの鉱業活動前に環境影響評価報告を提出し、環境省の認可(Licencia Ambiental)を取得しなければならない。環境影響評価報告に関する規定については現環境法に準拠する。

#### ＜水処理規定＞

鉱業活動において用水は、現行法に従い、規定の水処理後、取水した川、湖などの水源に戻されなければならない。

#### ＜地域社会との合意＞

鉱山開発は、憲法規定に従い、地域社会との協議と合意を前提とする。また、鉱業権者は、政府機関を通じて、全ての鉱業活動内容を地方自治体、地域社会に報告する義務を有する。

### (4) 鉱業税制等

#### ＜ロイヤルティ＞

- ・一般鉱業 販売額の5%以上
- ・小規模鉱業 販売額の3%

- ・零細鉱業 ロイヤルティ対象外  
納付は3月、9月。生産実績報告と税務庁提出財務諸表の裏付けが必要。

#### (注) 各鉱業の定義

- ・零細鉱業(Minería Artesanal)：生活の糧を目的とする零細鉱業：投資額が最低賃金の20倍以下で、手工業的な個人、家族、団体による鉱業活動。許可制。
- ・小規模鉱業(Pequeno Minería)：日産鉱石300t以下の鉱業活動、建設資材においては日産800m<sup>3</sup>以下。鉱業権益の取得が必要。
- ・一般鉱業：零細鉱業、小規模鉱業を超える規模の鉱業

#### ＜税制＞

- ・法人所得税 25%
- ・付加価値税(IVA) 12%
- ・国際相場上昇による特別利益 70%
- ・鉱業における税法上の優遇措置なし

### (5) 労働基準

- ・労働法における従業員利益配当 15%のうち、3%を従業員に配当。残り12%は国庫に納付し、国家開発計画に基づき、鉱山のある地域の保健・教育・住宅など社会投資に当てる。
- ・未成年者の鉱業就労禁止
- ・全労働者のエクアドル人比率は80%以上

### (6) 移行規定

- ・2008年4月のMandato Mineroにより鉱業活動が停止している鉱業権者は、活動を開始することができる。
- ・監督行政のために、新鉱業法の発布から120日以内に施行細則を定める。

なお、新鉱業法の成立によって、Mandato Mineroによる鉱業活動の停止命令は解除されてきたが、2009年7月時点で、新鉱業法の発布から120日以内に制定されることとなっている鉱業法施行細則が未制定であり、鉱業活動の再開にブレーキをかけている。また、鉱業公社も設立されていない。

### 3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

#### (1) 主要非鉄金属鉱石生産量

主要鉱山物の中で生産統計値があるのは金のみである。2008年の産金量は2007年と同値の

3.2tで、その多くは不法採掘による。地域的には西部山岳地帯(Western Cordillera)のPortovelo-Zamura地域及びPonce Enriquez地域で、鉱脈型の金鉱床を採掘対象としている。

表 1. エクアドル：金属鉱石生産量

| 鉱種   | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2008年増減比(%) |
|------|-------|-------|-------|-------------|
| 金(t) | 5.2   | 3.2   | 3.2   | 0.0         |

(出典：World Metal Statistics Yearbook 2009)

#### (2) 主要非鉄金属地金生産量

データ無し

#### (3) 主要非鉄金属消費量

データ無し

#### (4) 主要非鉄金属輸出量

データ無し

#### (5) 主要非鉄金属輸入量

データ無し

当時の金属鉱業事業団(MMAJ)とエクアドル政府との共同による資源開発協力基礎調査により発見された。平成9年度に終了した同調査では、予想鉱量318百万t(銅0.71%、モリブデン0.026%)を得たが、環境問題を懸念する地元の反対を受け、本鉱床の探査は撤退を余儀なくされた。

### 4. 鉱山・製錬所状況

現在、当国において生産実績があるのは金のみであり、しかも多くは不法採掘であることから、特筆すべき鉱山はなく、製錬所もない。

### 6. その他トピックス

- ・2009年6月に、エクアドル鉱山・石油大臣とチリ鉱業大臣との間で、CODELCOが100万US\$を投資して、4年間、探査・探鉱活動を行う技術協力協定を締結した。
- ・中国企業によるペルー国境沿いでの大規模探査

(2009.8.14/リマ事務所 山内英生)

### 5. 我が国との関係

Junin 鉱床は、首都キトの北方約50kmに位置するポーフィリー型の銅・モリブデン鉱床で、